



黒松内町議会広報

しゅぶと川



プロ野球選手を目指して ～ 日ハムキッズサマーキャンプ in 黒松内 7月31日

contents

主 な 内 容

平成26年第2回定例会

②～④ 補正予算、条例の改正など

⑥～⑪ 一般質問(4人の議員が質問)

委員会報告

④～⑤ 総務経済常任委員会

研修会参加報告

⑤

第187号

平成26年9月4日発行

フナ北限の里
KUROMATSUNAI



消費税増税による生活への影響は。

消費税引き上げに伴う臨時措置に要する経費など

一般会計補正予算6939万1千円を増額

去る6月17日、平成26年第2回定例会が開かれた。一般会計補正予算など町長からの提出議案のほか、8件の意見書案など18の案件を可決。また、議員4人による一般質問が行われ閉会した。

補正予算

一般会計

【主な内容】

▼4月1日付け人事異動に伴い、職員給与費を減額した。

▼消費税の引き上げに伴い、低所得者等への臨時的な措置として講じられる臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金交付に係る経費を増額した。

▼催事出店のための経費として、特産物手づくり加工センター費を増額した。

▼朱太団地（A棟・B棟）各室に緊急通報装置の設置、火災により破損した町営住宅修繕工事などを行うため、住宅管理費を増額した。

▼児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ、不登校等の未然防止、早期対応を図るため、スクールカウンセラーを招聘するための教育費を増額した。

その他事業を合わせて6939万1千円を増額。

（全員賛成で原案可決）

国民健康保険特別会計

▼4月1日付け人事異動により、職員給与費の減額分、58万9千円を減額。

（全員賛成で原案可決）

補正予算

質疑応答

スクールカウンセラーの招聘について

問 スクールカウンセラーの招聘を予定しているというのだが、町では既に心の相談員を置いている。どのようなすみ分けになるのか。

答 教育委員会次長（畑井議員）

心の相談員について、今現在は英語活動の講師を主として務める国際交流協力員が黒松内中学校の心の相談員として位置づけられている。そのため、相談員といっても専門的な資格を有しているものではなく、生徒の身近な相談員という形で考えている。一方、今回招聘するスクールカウンセラーは専門的な知識・資格を有しており、児童生徒の不登校問題やいじめ

問題など心理的援助が求められることについて専門的な知識を用い問題解決に努めることを目的としている。

答 内山教育長

後志管内では今年度25校の中学校にスクールカウンセラーが配置されており、本町でも不登校傾向のある児童生徒の改善を図るため、招聘することとした。個々の事例に入って調整するだけでなく、スクールカウンセラーを中心に先生方や学校、保護者との連携を図りながら子供たちの気持ちに添うような体制づくりをしていきたいと考えている。

消費増税への町の対策について

問 消費税引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への臨時措置として、今年度限り国から臨時給付金の交付があるが、これは対象者全員にきちんと渡るような仕組みになっているのか。また、

町として消費税率の値上げりに対する措置は考えていないのか。

(岩澤議員)

答 住民課長

給付の手続きについて、受給者による交付申請が必要であり、対象者には全員に個別通知を出すこととしている。役場まで出向くのが難しい方には、私たち職員が出向いて対応していきたい。また、システムの中で対象者の申請の有無等がわかる仕組みになっているため、申請漏れがないよう事務を進めたい。

答 鎌田町長

消費税の値上げに関して、ひとつの町だけでなくにか仕組みをつくるというのは非常に難しいことだと考えている。ただし、消費税にかかわらず、子育て支援という観点からすると、出産祝金の給付や保育園の保育料補助、幼児用の遊具施設の整備など子育て世帯の声を聞いて予算化しており、そういった面から町民の負

担を軽減できるような施策を打っていききたいと思っている。

朱太団地の通報装置設置工事について

問 朱太団地に設置する緊急通報装置について

インターホンの光の点滅で異常を知らせることだが、音の出る装置を設置できないのか。

(菅議員)

答 鎌田町長

緊急通報装置の設置について、当該地域の住民から要望を受けたため、既に装置が設置されている熱郭公住と同等のもの措置するという形をとった。光だけでなく、外の人にわかりやすく知らせる仕組みのものをということで、利用者の方へ負担がかからず安価でできるものがあるのか再度検討したい。



緊急通報装置

改正された条例

軽自動車税率等の改正

▼経済対策関連の税制措置や社会保障と税の一体改革に関連する措置などが盛り込まれた地方税法等の一部改正に対応するため、町税条例の一部を改正し、地方法人税の再編に伴う法人町民税率の引き下げ、軽自動車税率の引き上げなどを行った。

(賛成6・反対2で原案可決)

国民健康保険税の税率改正

▼国民健康保険税の税率改正にあたり黒松内町国民健康保険税条例の一部を改正した。なお、被保険者全体の所得の減少により税率は増となるが、一般会計からの充当を行い、急激な税額の増を回避する内容となっている。

(賛成5・反対3で原案可決)

その他、本町が加入する一部事務組合の規約の変更に係る協議があった。

条例改正 質疑応答

国民健康保険税の増額について

問

国民健康保険税がここ3年連続で上がり、町民には大きな金額の負担がかかっている。激変緩和といっても、年々税金を上げていくことには限界があり、町として何らかの方策を検討する必要があるのではないか。

(岩澤議員)

答 鎌田町長

国保税の引き上げについて、以前は基金を財源としてある程度値上げの緩和もしながら運営をしてきたが、その基金も底をついたということで税金も上げざるを得なくなった経緯がある。軽減対策としては、国保制度で決められている町の負担はもちろん、それ以外にも一般会計から

500万円を投入して国保会計に金額を繰り入れている。また、今後国の制度改正が予定されているため、そういった動きも見ながら、長期的なスパンで考えていく必要があると思うている。

計画変更

過疎債対象事業の追加

▼骨密度測定装置購入、黒松内温泉改修工事、衛生センター設備・危機延命事業の追加など黒松内町過疎地域自立促進市町村計画の変更を行い、過疎債対象事業を拡充した。

(全員賛成で原案可決)

認定

平成25年度国保病院事業会計の決算を認定

▼一般会計からの繰入額2億5899万2千円を含めた収益合計は5億5357万4千円となり、費用合計

推薦

人権擁護委員

▼佐々木なか子氏(黒松内町在住・65歳)と坂口進氏(黒松内町在住・62歳)を推薦した。

(選任)

選挙

後志教育研修センター組合議会議員

▼組合議会議員の改選期に伴い、忠鉢廣喜氏が選出された。

(当選)

報告

例月出納検査の結果報告
▼平成26年2月分〜平成

26年4月分の出納検査の結果、誤りは認められなかった旨報告された。

ブナ北限の里づくり基金

▼ふるさと納税制度による寄附金を積み立てた基金残高について報告された。

・基金残高 46万円

繰越明許費繰越計算書の報告

▼庁舎耐震改修等整備事業、町営住宅（朱太団地・E棟）整備事業など9億9209万円が翌年度に繰り越された。

ブナの里振興公社の経営状況報告

▼平成25年度の各施設の利用状況のほか387万6千円の当期損失が報告された。各施設においては、黒松内温泉を除いて夏期間の無休営業や年末年始営業を継続して実施し、サービスの向上に取り組んできたが、消費の低迷に加え燃料費の価格高騰や不十分な職員体制など厳しい経営環境が

続き当期の損失となった。



道の駅くろまつない トフ・ヴェールⅡ

行政報告

町行政報告

▼高齢者等弱者の地域見守り活動に関する協定を生活協同組合コープさつぽろと締結した。宅配業務を通じ、高齢者等の孤独死の防止や傷病、虐待など緊急事態の早期発見と迅速な対応に寄与することを目的とし、異変があった場合には配達員が通報・連絡をする仕組みとなっている。今後ともさまざまな方々と連携

して見守り体制を構築し、安心して暮らせる環境づくりに努めたい。

国保病院職員の寿都医師会との兼職問題について、町としては今年1月に必要な措置を講じるとともに関係職員を懲戒処分したところであるが「財界さつぽろ」には町に非があるような内容の記事が掲載された。それぞれの立場で見解の違いがあり、今後は司法の場に委ねて結論をつけたい。また、町民が安心して受診できる医療機関とするために、来年4月からは外部の医療機関への委託などを前提とし、今後はその候補となる医療機関探しに全力を挙げて取り組んでいきたい。（国保病院の今後の在り方等調査特別委員会においても、このことについて概ね了承した。なお、9月定例会で委員会としての中間報告を行う。）

意見書

8件の意見書を採択

件名	発議者	結果	提出先
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	藤村賢一	原案可決 (全員賛成)	国会、内閣
「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める要望意見書	蛭沢儀弘	原案可決 (全員賛成)	国会、内閣
規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書	福本誠一	原案可決 (全員賛成)	内閣
地方財政の充実・強化を求める意見書	蛭沢儀弘	原案可決 (全員賛成)	国会、内閣
憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書	蛭沢儀弘	原案可決 (賛成7・反対1)	国会、内閣
労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書	菅 一	原案可決 (全員賛成)	国会、内閣
教育委員会制度改悪に関わる意見書	菅 一	原案可決 (全員賛成)	国会、内閣
「消費税10%」実施の中止を求める意見書	菅 一	原案可決 (全員賛成)	内閣



学校訪問の様子

学校調査について

7月14日、町内の各小中学校を訪問し、学校運営の概要や要望について委員会として聞き取り調査をした。また、8月8日に委員会報告のまとめを行った。（詳細については、次号に掲載します。）

委員会報告

総務経済常任委員会

7月14日

8月8日

豊幌地区森林整備予定地・
新幹線トンネル工事発生土
受入検討地について

8月8日、北海道新幹線建設工事におけるトンネル掘削工事発生土の受入地として検討されている豊幌地区森林整備予定地の現地調査を行った。

町からは、今後の調査等により受入の可否や具体的な受入方法を検討していくということ、また、全町を対象に募集をしている残土受入については現在2件の申出があることなどが報告された。

委員会としては、今後具体的な内容が決まった段階で、町民説明や森林整備の方法について調査・検討を行っていく。

防災拠点施設について

本年4月より実施している既存庁舎解体工事により、設計時に想定していない状況が判明したことから、設計変更の必要が生じたことについて8月8日に町から説明があった。主に建築時の施工不良によるもので、構造部である柱及び梁のコンクリート部分に充填不足や厚さ不足、異物混入などが見られた。これらの対処に係る費用として、約2千万円の予算措置が必要となる。委員会では工期や耐震に影響がないことを確認し、本件について了承した。

総務経済常任委員会では、次の5件について現在調査を行っています。

- 北海道新幹線及び並行在来線経営分離について
- 後志南部地区地域資源循環管理施設（高速堆肥化施設）について
- 赤井川食農教育ファーム構想について
- 防災拠点施設について
- お出かけサポート券交付事業について

北海道町村議会議員研修会に参加

7月4日、北海道町村議会議長会が主催する議員研修が札幌コンベンションセンターで開催され、本町から8名の議員が参加しました。

まず、法政大学法学部教授の廣瀬克哉氏により「議会改革のこれから」を題目として講演が行われました。廣瀬氏は、自治体の意思決定権は議会にあり、その責任を担うことのできる機関を確立するために議会改革が求められている。町民の間にある様々な意見、利害関係を「調整」して納得のいく「決着」をつけるという議会議員としての力をつけることが議会改革につながっていくと、住民に身近な地方議会の重要性を説きました。

次に、テレビ番組にも多数出演する読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏による「これからの日本の政治」と題した講演では、現在の安倍政権の課題や政治の根本的な在り方などユーモアを交えた語り口で解説しました。

両氏とも、住民に身近な町村議会議員の果たすべき役割の重要性を説き、3時間をこえる講演でしたが、各議員は真剣に耳を傾けました。

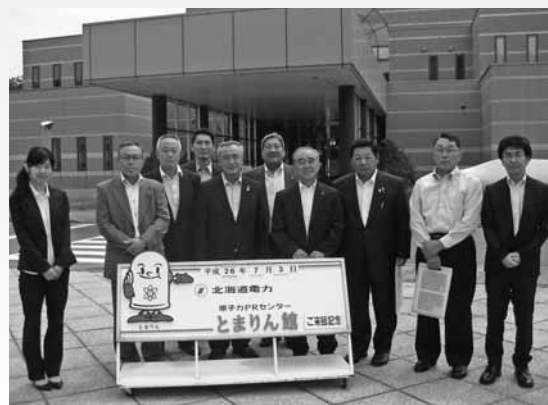
また、7月3日に北海道電力泊発電所を訪問し、徹底した安全対策を行っている原子力発電を視察しました。135万㎡の広大な敷地に3基の原子炉が設置されており、火災や水害、地震などあらゆる災害を想定し、それぞれに対して24時間体制での対策が講じられていました。

福島原発の事故を受け2012年から稼働を停止していますが、再稼働に向けて更なる安全対策が行われています。

両日とも、今後の議員活動につながる有意義な研修となりました。



北海道町村議会議員研修の様子



泊発電所での視察研修

一般質問

菅 一議員

◆黒松内川の黒松内公住付近の護岸工事を実施すべきでないか。

◇北海道へ確認したところ、朱太川改修が完了し、
なおも改修が必要であれば、その段階で検討すること



質問

黒松内川のアカシア公住付近の嵩上げ、また、黒松内公住の

ケンセイリースの土場付近の川のカーブが大きく決壊、浸食されかなり川

菅 一議員 6～7

黒松内川の黒松内公住付近の護岸工事を実施すべきでないか。

蛭沢儀弘議員 7～8

アカシア公住の物置屋根の除雪が困難であるので、対策を講じることとはできないか。

福本誠一議員 8～9

遊休農地の現状と活用方策について

岩澤史朗議員 9～11

若者夫婦世帯が定住するための対策について
インフルエンザワクチン子供2回接種の全額無料化について

幅が広がっている状況にあります。その部分を護岸工事なり、何らかの対策が必要であると思います。

平成24年5月の連休にゲリラ的な大雨が降り、

そしてまた、雪解け水も重なり、かなり水位が上がりましたが、幸いにもオーバーフローしないで

済んだということがありました。その6月定例会で、当時は若見町長でしたが、護岸工事の必要性について質問しましたが、

その時の答弁では、そこは嵩上げも堤防も施して

いない、かなり前には、アカシア公住のカーブ付近の護岸工事は北海道にて実施している。それと

生物多様性の問題もあつて河川工事はしないのだという答弁でありました。

近年では、気象条件も変わってきて、ゲリラ的豪雨が多くなり、黒松内川が増水することが目立ってきている状況であります。そういった部分では、現在、朱太川については、下流から改修工事が実施されており、黒松内川が増水してしまうという部分では、

早急に手を打たなければならぬと思っています。

答弁・鎌田町長



黒松内公住付近では、川の中に倒木があつたりしておりますので、工事自体は町ではなく、北海道で行うことであると認識しておりますが、自治体の町長として、危険な箇所があるなと思ったら、早急に手当てして町民の安全、安心を守ることが大切だと思いますが、町長の考え方を伺います。

黒松内川の改修工事に
関するご質問でございますが、所管しております北海道へ確認したところ、現在、朱太川の改修工事を下流から行っているところであり、上流部に
ある黒松内川においては、
朱太川改修が完了し、な

おも改修が必要であれば、その段階で検討することとでございます。

河川の改修は、下流から上流に向かって流下能力（流れる断面積）を大きくして工事を実施していくものであり、途中（部分部分）だけ工事を行っても洪水防御の効果はあまり得られないということでございます。

近年の増水事例をみますと、平成24年5月3日から4日にかけて降った雨の合計降水量が、気象庁のデータで128・5mm、時間最大13・5mmを観測いたしました。さらに、この時は融雪時期も重なったことから、町道旭野線旭野橋地点では計画水位を超えるほど、河川は著しく増水するという事態が発生

しました。

しかしながら、河川の氾濫という災害に至らなかったことから、現在の河川敷地内における流下能力はあると推察しており、議員ご質問の護岸工事や嵩上げ工事等の対策は現段階では考えていないということであり、これらことから北海道としては、日常の監視体制、通常時の月1回の監視パトロール、異常時（増水、地震など）における緊急パトロールなどを引き続き実施していくとのことであり、また、河川敷地内の掘削、雑木の伐採などについては、必要と判断した場合には河川の維持業務の中で対応していきたいというところであります。

町といえども、

河川や道路等の所管が違っても町民の安全安心な暮らしを守ることが第一の優先事項でありますので、議員がおります場所に限らず、危険な箇所を発見した場合は、国や北海道への情報提供や現地確認を依頼するなどの対応を、今後継続して行っていきたいと考えております。



蛸沢儀弘議員

◆アカシア公住の物置屋根の除雪が困難であるので、対策を講じることはできないか。

◇入居者の皆さんに屋根からの落下には注意しつつ、雪下ろし作業をしていただくほかない。



質問 アカシア公住の居住環境について、

2点質問させていただき、

まず、町長は、執行方針の中で本町の住宅施策では誰もが安全で安心できる快適な住環境を充実するため、黒松内町住生活基本計画に基づき、各種住宅施策を展開しているところでありますと述べています。

まず1点目の質問であります。まず、アカシア公住の除雪についてであります。この1階物置屋根から堆積した雪が玄関のほうに落ちてきて危険な状況であります。屋根の雪を下ろせば解決するのですが、屋根に上るには、非常に狭く、また、屋根が滑るという環境にあります。物置屋根は北側に面していた勾配がありますが、積もった雪は落ちません。また、2階からの落雪もあり、これの防止策として、内側の玄関入り口に落ちないよう板2枚してありますが、その板を越えて雪が落ちてくるという危険な状況になっていきます。物置屋根の雪を下ろすにも大変滑りやすく、高齢者の方も入居しておりますので、町として何らかの対策が必要であると思いますが、町長の考え方を伺います。

次に、2点目の質問ですが、アカシア公住駐車場の舗装についてであります。朱太公住や熱郭公住については、駐車場は舗装されている状況にありますので、アカシア公住についても舗装する必要があります。町としても順次計画

的に実施するのであろう
と思っておりますが、い
つ実施するのか伺いた
いと思います。また、入
居者の方からは、玄関入
り口についても、舗装で
きないかとの要望があり
ますので、併せて実施
できるものか町長の考
え方を伺います。

答弁・鎌田町長

ご質問の1点目は、ア
カシア公住1階物置の
屋根の除雪対策につ
いてでございますが、
この屋根は北側を向
いているため毎日の
降雪量に加え、上の
屋根からの落雪が溜
まりやすく、自然に
落雪することは屋根
の形状（傾斜角度）
からみてほぼ期待
できない状況にあ
ります。

また、議員からご指摘

の屋根横の壁面の長尺鉄
板葺きのハゼ部分を平
らに加工する、あるいは
また屋根塗装を行うな
どの対策をとったとし
ても、思うほどの効果
は得られないだろうと
板金の専門業者から
も参考意見をいただ
いております。

したがって、現状とし
ては入居者の皆さんに
屋根からの落下等の事
故には十分注意しつ
つ、雪下ろし作業をし
ていただくほかない
だろうと思っております。

ただし、将来的に住宅
の内装や外装の老朽化
が進み、なにがしかの
改築の必要が生じた際
は、併せて物置屋根の
傾斜角を急にするな
どの対策は可能であ
ろうと考えております。

次に、2点目のアカシ

ア公住内における駐車
スペースの舗装につ
いてでございますが、
現在は各棟ごとに4
台分の駐車スペース
が確保されており、
それぞれに入居者が
利用している状況に
あります。しかしな
がら、昨今1世帯で
2台の自家用車所有
は珍しくないことな
どを考えると、舗装
工事を実施後に新た
な要望が出てこない
とも限りません。な
ので、入居者の意向
等を確実に把握した
上で、来年度以降計
画的に実施してまい
りたいと思っております。



福本誠一議員

◆遊休農地の現状と活用方策について

◇新規就農者等の誘致に
取り組み、遊休農地の
発生防止、解消に取
り組みたいです。



質問

今回は、本町にお
ける遊休農地の現
状と遊休農地解消
に向けた取り組み等
について町長の考
え方を伺いたい
と思います。

現在本町では、農
業委員会が把握し
ている農家戸数が
70戸、うち認定農
家が39戸、農地
登録面積が約23
91ヘクタールの
うち、遊休農地が
約60ヘクタール
となっております。
現状であります。
依然として農業
を取り巻く諸情

勢は、なかなか交
渉の進展を見ない
TTP問題を初め、
原油高、農業資材
、家畜の飼料等の
価格の高騰により
経営圧迫等、どの
ような方向を見て
も厳しい状況下に
あります。

それに加え、経営
者の高齢化、後継
者不足と言われ
るように、本町に
限らず、農業経営
中止や離農により
耕作放棄地、遊休
農地の拡大が増
加が懸念されて
いる状況でござ
います。現在當農
家の方に借地等
をしていただい
て耕作しても限
度があり、また
圃場面積の広さ
や農地の土質、
礫の有無等、圃
場条件の善し悪
しにより、条件の
悪い圃場は遊休
農地になりやす
くなっているの
が現状です。こ
れらの状況を踏
まえて、例えば
新規就農者の誘
致施策を積極
的に進めると
か、町内外を
問わず、酪農
営を大きくや
っている方々
や生産法人に
草地を整備し
農地を提供し
て飼料畑とし
て貸与する
とか、様々な
方法がある
と思いますが、
町として遊
休地の解消
に向けた施
策等が考
えられない
のか町長の
考えを伺
いたいと思
います。

答弁・鎌田町長

農業を基幹産業とする

本町にとって、町内に遊休農地が存在することは、誠に残念なことであります。様々な要因があつて遊休農地が発生しているわけですが、できるだけ遊休農地を解消し、新たな遊休農地を絶対に発生させずに、有効な農地として利用できるように取り組むことの重要性は、私も十分に認識しております。

ので、遊休農地は農地全体の約2・0%を占める状況であります。

遊休農地の解消に向けては、これら遊休農地の現状を見ますと、大きくは、現在休眠中の法人が所有するもの、就農のために取得しながら耕作されていらないもの、親から相続して耕作されていないもの、谷地や石原など土地条件の悪いもの、地理的に不便な場所にあるものなどに分類され、町内、近隣町村を含め農業者に利用を勧め、直ちに遊休状態を解消することは難しい物件がほとんどであります。中には、地理的条件で不便なもの、一体的利用が可能であるものもあることから、所有者の了解を得て新規就農者に斡旋することに加

え、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用についてPRするなど、できることから解消策に取り組んでまいりたいと考えております。

本町では、数年後に高齢化、後継者難による離農が相次ぐと予想されています。そうなると、規模拡大や営農継続する農業者は、条件のいい農地に鞍替えし、条件の不利な農地は新たな遊休農地化する可能性が低くありません。

このような状態を防ぐために、国では、一昨年から市町村に対し「人・農地プラン」を策定し、地域の話し合いにより地域の中心となる経営体へ農地を集積するよう促してきました。

また、国は、都道府県

に農地中間管理機構を設け、地域内の分散・錯綜した農地を整理・集約、必要に応じて基盤整備し、遊休農地を含め機構が借受け、担い手への利用集積・集約化を推進することにも着手しています。この農地中間管理事業がうまく機能し、機構に

貸付する土地と担い手のニーズがマッチングした場合、遊休農地の解消が現実化します。こういった制度の利用や新規就農者の誘致に取り組み、遊休農地の発生防止、解消に取り組んでまいりたいと考えております。

しかし、条件不利な農地としてはいかんともしがたいものに関しましては、最終手段として植林など農地以外の有効活用を所有者に提案するなど、視点を変えた取り組みも視野に入れてまいりたいと考えております。

岩澤史朗議員

◆若者夫婦世帯が定住するための対策について

◇若者夫婦世帯に、どのようなニーズがあるのかなど、調査検討を進めていきたい。



質問

今回私は、若者夫婦の定住対策につ

いて、質問をさせていただけます。黒松内町は「施

策のあらまし」をつくつております。それを見ますとすばらしい施策がたくさんあるのですけれども、若い方々を中心とした施策を一つにくくつてやれないかどうか、こういうことを考えてみるとはどうかと思います。昨年、

現町長になってから、若者世帯の方々の住宅料助成制度を実施しましたが、これが大変評判がいいのです。ただ、対象者が30歳未満の独身者ということで、町民の話を聞きますと私30歳を過ぎているから対象にならないとい

う方が結構あります。また、30歳超えても生活が

厳しい人もありますので、例えば年齢を45歳く

らいまで引き上げるとい

う施策はすぐにでも実施

できると思っております

が、町長の考えを伺いま

す。それと、夫婦世帯に

対する施策、これも本町

においては住宅の問題一

つとつても、新築の場合

だとか、中古の場合、リ

フォームなど様々な施策

を実施していますけれど

な政策を考えているのか

併せて伺います。

答弁・鎌田町長

本町の民間賃貸住宅等

に住む若者に対し、住宅

料の一部を助成し、負担

軽減と生活の安定を図る

ことで、若者の定住を促

進するため、昨年10月か

ら、若者定住促進住宅料

補助金を交付する仕組み

を開始いたしました。

対象者は、本町に住所

を有する満30歳未満の独

おり、補助金額の交付を

受けることで負担の軽減

となるという意見もいた

だいており、所期の目的

に沿った一定の効果が発

揮されていると考えてお

ります。

若者夫婦世帯の定住対

策であります。若者夫

婦を仮に夫・妻ともに満

30未満という条件を設定

すると、町内には、15世

帯が存在することとなり

子育て支援低家賃住宅の

建設、出産祝い金の交付

など、ささやか暮らしの

支援条例に基づく各種施

策に加え、高校生までの

医療費無料化など、安心

して子育てができる環境

づくりを進めております。

今後は、昨年度から

行っている若者定住促進

住宅料助成事業を始めと

する各種定住施策をしつ

かりと実施していくこと

とし、若者夫婦世帯への

住宅料助成制度について

は、当面は実施しないよ

うに考えておりますが、

若者夫婦世帯の住宅環境

がどのようになっている

のか、どのようなニーズ

があるのかなどについて

調査検討を進めてまいり

ます。

◆インフルエンザワクチン子供2回接種の全額無料化について

◇全額無料化については、今のところ考えていない。

質問

次に、子育て支援対策について、黒

松内町は様々な施策を実

施しておりますが、私は

思いついた段階ですぐ提

案していきたいというこ

とで、今回2点について

検討していただきたいと

思っております。

1点目は、インフルエ

ンザワクチンの子供の2

回目がお金がかかってし

まつのです。こういう状

況でありますから、イン

フルエンザワクチンの無

料化について質問いたし

ます。子供のほかのワク

チン（予防接種）は全部

無料であり、全て町が負

担しております。インフ

ルエンザのワクチンだけ

は、なぜか制度としてお

金を取るようになってい

ます。先進国では、こう

いうワクチンは国の責任

でやるわけでありませ

かということがあります。

また、2点目は、プー

ル料金も無料化できない

かということがあります。

プールももう大分古くなってきており寒い、温水プールでもないのではありません。そういう意味では、もう料金を取らないで解放してもいいのではないかと思っています。寿都町では温水プールでも無料でありますので、本町でも無料にできないものか、これは教育長に伺います。

答弁・鎌田町長

インフルエンザワクチンの接種につきましては、予防接種法により、市町村長は、その予防接種を行わなければならないと定められております。

子供のインフルエンザワクチン接種につきましては、かつては、法定接種として小学校で集団接種が行われていましたが、

インフルエンザは、集団ではなく個人で予防するものであるという考え方が主流になったことや、幼児に対する合併症のリスクに鑑み、国は平成6年から任意接種とした経緯がございます。

お子さんは、免疫力の関係からインフルエンザワクチンを2回接種しなければならず、保護者の経済的負担も大きいことから、本町におきましては、平成15年度より、13歳未満のお子さんが、町内の医療機関で接種した場合、接種費用の半額助成を実施してきており、子育て世代の経済的負担軽減を図ってきたところであります。

また、今年度からは、1歳から就学前の幼児を対象とした任意の予防接

種であります「水ぼうそう」と「おたふくかぜ」を全額町負担によって無料化するなど、本町独自の保健施策を拡充しながら、疾病の発症と重症化の予防と併せて、子育て世代の方々の負担軽減にも配慮してきたところであります。

答弁・内山教育長



町民プールについては、昭和60年12月に建設され、

翌61年6月から供用を開始しております。

供用開始当時の町民プールの使用料は無料でありましたが、昭和63年度から有料となっているところであります。

当時のプールの使用料の設定においては、水泳協会とも協議をしており、かつ、子育て世代にあまり負担をかけないように配慮し、町内小中学生は10円、高校生・一般は50円と設定し、現在に至っております。

町民プールの利用者は、学校の授業、スポーツ少年団活動、教育委員会主催等の水泳教室のほか、児童生徒を含む一般利用となっており、年平均約4千人の方々が利用しております。

また、使用料について

は、学校の授業、スポーツ少年団活動等は減免扱いとしていることから、他の利用者からの使用料は年平均約6万円となっております。

プール料金の無料化につきましては、これまでの経緯の中でも申し上げましたが、当初のプール使用料を設定する際に、子育て世代に負担をかけないようにと配慮し設定されており、また、現在においてもそれほど大きな負担となっていないものと感じております。

おことわり
紙面の都合で質問内容を要約して掲載しておりますので、了承願います。



議会の動き

6月

- 12日 議会運営委員会
- 16日～第2回定例会
- 21日 黒松内岳山開き
- 27日 国道229号余市・岩内
島牧間整備促進期成会（余市町）
- 30日 北方領土復帰期成同盟理事会ほか（倶知安町）

7月

- 3日～北海道町村議会議員研修会（泊村、札幌市）
- 10日 後志町村議会議員パークゴルフ大会（共和町）

- 11日 全国議長会中央要望（東京都）
- 14日 総務経済常任委員会学校訪問
- 15日 中体連等全道大会出場選手壮行会
- 17日 全国森林環境税
創設促進議員連盟定期総会（大分県）
- 23日 戦没者追悼式
- 24日 北海道高速道路建設促進期成会総会（札幌市）
- 30日 後志身体障害者福祉大会及び
後志身体障害者スポーツ大会

8月

- 2日 日本ハムファイターズ
キッズサマーキャンプ開会式
水辺の森植樹祭
- 8日 総務経済常任委員会
- 9日 黒松内町成人式
- 21日 後志管内町村議会議員研修会（泊村）

議会は公開が原則です

- ☆ マナ・ヴェールに会議録の写しを置いてありますのでご覧ください。
- ☆ 町ホームページでは、過去に開催された議会の動画や議会広報しゅぶと川のバックナンバーをご覧ください。
- ☆ 年に4回開催される定例町議会や、必要に応じて開催される臨時町議会は、どなたでも傍聴できます。開催日程については、町ホームページをご覧ください。か、議会事務局に直接お問い合わせください。

編集後記

議会広報187号をお届けいたします。内容は、6月に行われた第2回定例会での議決内容と一般質問などを掲載しています。

今年の春は天候に恵まれ、高温・干ばつ気味でしたが、6月以降は長雨が続き、気候の変化に驚かされます。

さて、4月から消費税が上がった影響か、現在も物価の上昇が続き、秋には公共料金の電気料も17・03%、企業向けは22・61%の再値上げが予定され、更なる物価の上昇が予想されます。

北海道の最低賃金が10月に14円アップの748円に改定されます。生活費の上昇は子育て中の家庭や低年金者はじめ、庶民の生活をいっそう厳しくなりますが、気持ちは前向きに、上を向いて歩きたいものです。

体を動かして、健康に留意してください。

なお、7月に議員の研修で北電の泊原発を視察研修しています。北電は、原発を早期に移転させるために安全対策を進めているとの説明がありました。

広報編集委員長 蛇沢 儀弘
副委員長 忠鉢 廣喜
委員 菅 賢一
福本 誠一

- 発行 黒松内町議会
- 編集 広報編集委員会

〒048-0192
北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
TEL 0136-72-3314（直通）
FAX 0136-72-3830
MAIL gikai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

お願い



- ・議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。
- ・この広報誌についてのご意見等がございましたら議会事務局までご連絡ください。

この広報は、自然環境への優しさを考え、再生紙と大豆インクを使用しています。